

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年3月24日（金） 8：21～8：37

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
塙崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 7件
- 国会提出案件 1件
- 政令 29件
- 人事 4件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の見直しに関する業務の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の見直しに関する企画・立案、総合調整を行う業務を内閣府において取り組むに当たり、基本方針を定めるものであります。あわせて、「成年後見制度利用促進基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、加藤大臣から御発言があります。

次に、「薬物乱用対策に関する業務の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、平成27年1月閣議決定の「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」に基づき、薬物乱用対策に関する業務を内閣府から厚生労働省に移管するに当たり、当該業務の取組の基本方針を定めるものであります。

次に、「地理空間情報活用推進基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、地理空間情報活用推進基本法の規定に基づき、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成33年度までの5年間ににおける基本的な方針等について定めるものであります。

次に、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」及び「同業務の実施の状況」について、御決定をお願いいたします。本件は、同業務のうち陸上自衛隊の施設部隊の活動の実施期間を本年5月31日まで2か月間、司令部要員及び連絡調整要員の活動の実施期間を平成30年2月28日まで11か月間、それぞれ延長等するものであり、決定の上は、実施計画の変更及び実施状況について、国会に報告するものであります。あわせて、同計画の変更内容を反映する「南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、「第2次学校安全の推進に関する計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣から御発言があります。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の一部を改正する各政令は、警察官、海上保安官の職務協力援助者に対する災害給付、非常勤消防団員等に係る損害補償、刑事事件の証人に対する被害給付及び公立学校の学校医等の公務災害補償における給付又は補償の基礎額等の金額を改定するものであります。

次に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令」は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納め

る手数料の額を改定する等の措置を講ずるものであります。

次に、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令」は、平成28年の物価指数の変動等に応じて、平成29年度における障害年金等の額の改定を行うものであります。

次に、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」は、労働者の健康障害を防止するため、特定化学物質に三酸化二アンチモンを追加し、製造又は取り扱う場合には、作業環境測定を行わなければならないこと等とするものであります。

次に、「児童福祉法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、政令で定める特別区が児童相談所を設置すること等に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、公害により健康被害を受けた認定患者に対する介護加算額、葬祭料の額及びばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額の改定を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、特命全権大使原田親仁、チェコ国駐箚大使山川鉄郎、特命全権大使西村篤子、モロッコ国駐箚大使黒川恒男、アゼルバイジャン国駐箚大使高橋二雄、チリ国駐箚大使二階尚人、コスタリカ国駐箚大使篠原守及びモザンビーク国駐箚大使水谷章を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房及び外務省人事といたしまして、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長に同本部設立準備室長森重俊也を充てること及び特命全権大使岡村善文を待命とすることをそれぞれ承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外5件について、御決定をお願いいたします。

次に、久保山彌八外191名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、書家高木聖鶴、本名高木郁太を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をコートジボワールとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「港湾穀物バース建設計画」に、約109億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、平成29年度予算の関連政令18件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「内閣官房組織令の一部を改正する政令」及び「警察法施行令の一部を改正する政令」は、内閣官房の内閣審議官、各都道府県警察の警察官の定数を改める等するものであり、内閣府、個人情報保護委員会事務局及び原子力規制委員会の各組織令の一部を改正する3政令は、内閣府大臣官房にサイバーセキュ

リティ・情報化審議官を、個人情報保護委員会事務局に次長を、原子力規制庁に原子力規制技監をそれぞれ新設等するものであり、「総務省組織令の一部を改正する政令」は、統計局に統計作成支援課及び統計利用推進課を設置する等するものであります。

次に、「地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、政府が締結する地震再保険契約において支払うべき保険金を定める際の基準額の改定等を行うものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」は、事業開始資金等の貸付金額の限度を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、「国民年金法施行令等」、「農林漁業団体職員共済組合廃止法の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」、「予防接種法施行令」及び「児童扶養手当法施行令等」の一部を改正する各政令は、平成28年の物価指数の変動等に応じて、平成29年度における国民年金及び農林年金の給付等に係る改定率並びに特別障害給付金、介護手当、障害年金及び児童扶養手当の額等を改定するものであり、「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令」及び「遺族援護法第8条の3第1項の改定率の改定に関する政令」の一部を改正する各政令は、公的年金の改定率等を基準として、平成29年度における恩給、障害年金及び遺族年金等の改定率を定めるものであります。

次に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令」は、酪農経営及び生乳需給全体の安定を図るため、同補給金の交付対象に、クリーム等向けの原料乳を追加するものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、加藤大臣。

○加藤国務大臣：「成年後見制度利用促進基本計画」について申し上げます。

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために政府が初めて策定するものです。

本計画では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」及び「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」を実現するための施策等を盛り込んでおります。今後、総務省、法務省、厚生労働省及び裁判所とも連携して、これらの施策を着実に実施していくこととしております。また、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、今後、内閣府を中心に検討を進めてまいります。閣僚の皆様におかれましては、本計画の推進への御協力をお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣から2件御発言がございます。

○松野国務大臣：まず、第2次学校安全の推進に関する計画について申し上げます。

「第2次学校安全の推進に関する計画」は、学校保健安全法に基づき、各学校にお

ける安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、策定するものです。

本計画では、学校における安全管理の充実、系統的・体系的な安全教育の推進等、学校安全に関する取組について、施策目標や具体的な推進方策を定めています。

文部科学大臣としては、本計画に基づき、児童生徒の安全確保や安全教育の充実に全力を挙げて取り組みたいと考えておりますので、関係閣僚におかれましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

次に、第2期スポーツ基本計画の策定について申し上げます。本日、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2期スポーツ基本計画を策定しました。本計画は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間を含む平成29年度から平成33年度までの5年間を対象期間としています。

計画では、スポーツで①「人生」が変わる、②「社会」を変える、③「世界」とつながる、④「未来」を創る、という4つの観点から、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

今後、文部科学省としては、本計画に盛り込まれた施策の着実な推進に努めてまいりますが、スポーツ立国の実現のため、関係府省庁におかれても、御協力をよろしくお願いします。

○菅国務大臣：次に、私から、「犯罪対策閣僚会議の開催について」の一部改正について、申し上げます。

平成27年1月に閣議決定いたしました「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」を受け、本年4月から、厚生労働省において薬物乱用対策に関する総合調整等を行うこととなります。そこで、「犯罪対策閣僚会議の開催について」を一部改正し、「薬物乱用対策推進会議」の議長を厚生労働大臣とし、庶務を厚生労働省において処理することといたしますので、御了解をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：我が国の薬物情勢は、平成27年における覚醒剤事犯による検挙者数が約1万1千人と高止まっており、また、大麻事犯による検挙者数は5年ぶりに約2千人を超える状況となるなど、国内における薬物乱用の状況は依然として改善されておりません。

今般、薬物乱用対策に関する企画立案や総合調整の業務が、内閣府から厚生労働省へ移管されることを契機として、これまで以上に薬物乱用対策に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。関係閣僚におかれましては、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。環境大臣から御発言がございます。

○山本（公）国務大臣：宅配便の再配達により生じるCO₂の排出を削減するため、経済産業省、国土交通省と連携して、国民運動「COOL CHOICE」の一環として、国民に宅配便を1回で受け取ることを呼びかけるキャンペーンを新たに開始します。

3月29日に、キャンペーンに賛同いただいた関係団体・企業にお集まりいただき、キックオフイベントを開催する予定です。今後も幅広い団体・企業に働きかけ、国民運動として賛同の輪を広げていきたく御協力をお願いします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

(注)「円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換」は、予定していた3月25日（土）の書簡の交換が延期となり、3月27日（月）に実施された。

◎一般案件

- 資料あ
り ○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の見直し
に関する業務の基本方針について（決定）
（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○成年後見制度利用促進基本計画について（決定）
（内閣府本府・法務・厚生労働省）
- 〃 ○薬物乱用対策に関する業務の基本方針について
（決定）（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○地理空間情報活用推進基本計画について（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更につ
いて（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）
- 〃 ○第2次学校安全の推進に関する計画について
（決定）（文部科学省）

◎国会提出案件

- 資料あ
り ○南スーダン国際平和協力業務の実施の状況につい
て（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

◎政 令

- 資料あ
り ○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令
の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・外務・財務・防衛省）
- 〃 ○警察官の職務に協力援助した者の災害給付につ
る法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁・財務省）
- 〃 ○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める
政令の一部を改正する政令（決定）
（総務・国土交通省）
- 〃 ○証人等の被害についての給付に関する法律施行令
の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）

- 資料あり ○公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（環境・財務省）

◎人 事

- 資料あり ○特命全権大使原田親仁外7名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆山田知司外104名を判事等に任命し，判事生島弘康外14名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ○元陸将補久保山彌八外191名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告 （内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成29年
3月24日〕(金)

◎一般案件

資料あり ○円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換について
(決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]

◎政令

- 資料あり ○内閣官房組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（決定）
（個人情報保護委員会）
- 〃 ○警察法施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁）
- 〃 ○総務省組織令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
- 〃 ○原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令
（決定）
（原子力規制委員会）
- 〃 ○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○国民年金法施行令等の一部を改正する政令
（決定）
（同上）
- 〃 ○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産・財務省）
- 〃 ○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

- 資料あり ○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○予防接種法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条の3第1項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]